

# 古代における原と山野

—古代吉野の研究（一）—

松尾 光

いく。

はじめに

『万葉集』（中西進氏著『万葉集全訳注』講談社文庫本）に、よき人のよしとよく見てよしと言ひし

吉野よく見よよき人よく見つ（卷一・二七）

と詠まれた吉野。吉野は、古代日本において特別な地と見なされてきた。

なかでも大きな出来事は、天武天皇元年（六七一）六月に大海人皇子がここで挙兵したこと、壬申の乱の口火が切られた場所となつた。その後、天武天皇の吉野会盟、持統天皇の三十三回にわたる行幸が続き、元明上皇の養老の滝巡幸もある。それらはみなこの影響である。その一方で、役行者の伝説に代表されるように、山岳宗教や修驗道の修行場として特殊な地位を占めてきた。それだけでなく、吉野は縷々述べていくように、いろいろな意味で古代史にとって特別である。

その吉野について、いろいろな観点から考察してみたい。まずその手はじめとして、吉・野という文字の意味するところから解いて

とあり、原については、なんだものかと思われる。

『日本国語大辞典 第二版』（小学館刊）によれば、野は、

①平らな地。山に対するもの。 \* 古事記（712）上・歌謡  
「青山に鶴は鳴きぬ さ怒つ鳥雉は響む 庭つ鳥鶴は鳴く」 \*

万葉（8C後）一・七「秋の野のみ草刈り葺き宿れりし宇治の京の仮廬し思ほゆ」 \* 万葉五・八三七「春の努に鳴くや鶯懐けむとわが家の園に梅が花咲く〈志紀大道か〉」 ②荒野。里に対するもの。放置されて草や低木などの茂ったままになっている地。 \* 十巻本和名抄（934頃）「野 曠野附 四声字苑云野

〈以者反 字亦作墅 和名能〉 郊牧外地也」 \* 源氏（100  
1-14頃） 賢木「紅葉やうやう色づき渡りて秋の野のいとなま

めきたるなど見給て、ふる里も忘れぬべくおぼさる」 ③墓場。  
野辺……④野良。田畠をさしていう。……  
野良……  
語誌 (1) ①の上代

の用法は「はら（原）」とよく似ているが、古代に「の（野）」と呼ばれている実際の土地の状況などを見ると、もと、「はら」が広々とした草原などをさすのに対して、「の」は低木などの茂った山裾、高原、台地状のやや起伏に富む平坦地をさして呼

①平らで広いところ。特に、耕作してない平地。平原。\*十卷本和名抄（934頃）「原 毛詩云高平曰原〈音源 和名波良〉」\*源氏（1001—14頃）蜻蛉「この車をむかひの山の前なるはらにやりて」\*名語記（1275）三「のはら。松ばら。檜ばら、などいへる。はら如何。答、はらは原也。山は谷、峯、高下、不平なるに、はらはひらにひろき也」②林（はやし）……

語誌 上代において、単独での使用例は少なく、多く「萩はら」

「杉はら」「天のはら」「高天のはら」「淨見はら」「耳はら」など複合した形で現われ、植生に関する「はら」、天・海・河などに関する「はら」、神話・天皇・陵墓に関する「はら」などが挙げられる。したがって、「はら」は地形・地勢をいう語ではなく、日常普通の生活からは遠い場所、即ち古代的な神と関連づけられるような地や、呪術信仰的世界を指す語であつたと考えられる。この点、「の（野）」が日常生活に近い場所をいうとの対照的である。しかし、上代末、平安初期頃から、「の」と「はら」の区別は曖昧になつた。

と、概説的にまとめて記されている。

右に指摘されているように、原は、たしかに複合した形をとつて出てくることが多い。

奈良時代の用例として、代表的文献である『続日本紀』（新訂増補国史大系本）と『万葉集』の用例をあげてみよう。

『続日本紀』では、まず第一に栗原・藤原・菅原・柏原・柏原・竹原・葵原・浅茅原・松原・楮原・梨原・篠原・桑原・葦原・久須原・柴原・蒲原などいずれも植物の名を冠したもののが見られる。

第二として、動物の名を冠した原もあり、具体的には菟原・鹿原が見える。そのほかに、第三グループとして麿原・五百原・石原・

家原・池原・白原・田原・湯原などがあり、また第四グループとして、淨御原・高天原・輕境原・川原・豊原・朝原・海原・忍海原などが見られる。

右に四つのグループとしてかりに括つてみたが、第一グループの植物名を冠した原の名がなによりも多い。

次いで『万葉集』で重出分を省いた初例のみあげると、海原／国原（一）・清御原（二）・長屋原（七八）・高野原（八四）・大原（一〇三）・天の原（一四七）・河原（一六七）・真神原／御門の原／百濟の原（一九九）・勝野の原（二七五）・廬原（二九六）・武田の原（七六〇）・子負原（八一三）・味経の原（九二八）・大海の原（九三八）・湯の原（九六一）・布当の原（一〇五〇）・三香の原（一〇六〇）・依網の原（一二八七）・菟原（一八〇一）・五十師の原（三三三四）・管木の原／阿後尼の原（三三三六）・於保屋が原（三三七八）があるが、檍原／藤原（一九）・榛原（五七）・松原（六五）・葦原（一六七）・和射見原（一九九）・浅茅原（三三三）・草原（三九六）・竹原（四一五）・桧原（一〇九二）・小

竹原（一一一）・菅原（三四一）・真葛原（三四六）・杉原（四〇三）・ははそ原（七三〇）・萩原（一〇九七）・柴原（七七〇）など植物を冠した原の名がやはり圧倒的に多い。

こうした傾向は、『古事記』などほかの古代文献を通じていえるものであって、原の用字法をうかがう大きな手がかりとなる。

『日本書紀』『懷風藻』などでは中国で用いられている野・原の概念がそのまま適用・引用されてしまい、日本語のノ・ハラとほんとうに一致したものを指しているかどうか不明である。「ノと野」が微妙にずれていて、正しく反映していないこともありうる。それはそのとおりである。しかし『日本書紀』や『懷風藻』は中国の文章をそのまま借用する傾向があるのでこれを措くとしても、その他の日本で記された作品については、その用例としてたえると思う。中国語の野と日本のノの意味するものが一致していないといつても、古代日本人がノを野という字を借りて記載するとき、それは中国語の意味する野ではなく、日本のノの意味のものを表現しているだろうからである。中国文献からの直接的な引用または模倣文でないかぎり、日本人が記す漢字の野は日本のノの内容で書かれている。したがって『古事記』『続日本紀』の記事は、野・原の検討すべき用例の一つとして俎上に上らせうる。そう考へている。なお『律令』については、原はすべて「ゆるす」という意味にしか使われていない。

さてはながら予想されることだが、原の名の由来には、たとえばそこに生えている木々の樹種がある。

『播磨国風土記』（日本古典文学大系本）飫磨郡菅生里条には、

菅生の里 土は中の上なり。右、菅生と称ふは、此處に菅原と

り。故、菅生と号く。

とあり、菅が生えているから菅原・菅生と呼ばれたのである。

讚容郡柏原里条も、

柏原の里 柏多に生ふるに由りて。号けて柏原と為す。

とあり、賀毛郡柏原里条でも、

柏原の里 土は中の上なり。柏原と号くる所以は、柞、此の村に生へり。柞原といふ。

とある。

こうした発想をもとにすれば、栗原・藤原・菅原・柏原・柏原・竹原・葵原・浅茅原・松原・柏原・梨原・篠原・桑原・葦原・久須原・柴原・蒲原などは、それぞれ栗・藤・菅・柏・柏・竹・葵・浅茅・松・柏・梨・篠・桑・葦・久須（葛）・柴・蒲などが生えているから命名されたということになる。

だが、それだけでは満足できる回答にならない。というのは、これではなぜ松野・松林でなく、松原となるのかが説明されていないからである。

ところが『万葉集』の長忌寸奥麻呂の作歌に、

引馬野にほふ榛原入り乱れ衣にほはせ旅のしるしに

(卷一・五七)

というのである。「三河国の引馬野に美しく色づいている榛原のなかに分け入って、旅をしていることのしるしに衣を染めよう」というのが歌のおおよその意味であるが、つまり見ている者(奥麻呂)の目には、引馬野のなかに榛原があるので見えるのだ。その榛原は、おそらく引馬野全体を見渡してみても、周囲からみてきわだって美しく色づいて目立っている。眼前にあるのは、そういう情景であつたろう。

すなわちこの歌から知られることは、榛原は引馬野のごく一部であつて、野全体のなかで榛の木々が生えているのはそこだけであるから榛原と名付けられている、ということである。もともと「引馬野にほふ榛原」というのだから、とうぜん引馬野の方が大きな場所で、榛原はその一部の箇所である。そして遠くにも近くにも、あちらにもこちらにも引馬野全体に榛が生えていたでは、分け入るさきも分からなくなってしまう。あの榛の生えている場所、あ的一点に向かって分け入ろうという意味にならなくなってしまう。

つまり野のなかで、ほかの地域と区別できる何か明瞭なものを見せる部分が原だという予測が成り立つ。それが鬱蒼と群生した松の木であれば松原、栗の林であれば栗原となる。原は野のなかの特定の地点を区別する指標であるから、原だけでは言葉にならず、それ

に冠する樹種などの名が必要になる。

白菅の真野の榛原往くさ来と君こそ見らめ真野の榛原

(卷三・二八〇)

陸奥の真野の草原遠けども面影にして見ゆといふものを

(卷三・三九六)

古にありけむ人の求めつつ衣に摺りけむ真野の榛原

(卷七・一一六六)

とあるのも、真野というなかにある草(菅)が生い茂った部分、同じく榛が稠密に分布する部分である。とくに「白菅の真野」とあるのは白菅が全体に広がっているからである。白菅が全体に密生していれば菅野と名付けられようが、散らばっていては、地域を特定できないのだ。また榛が生えていても、それが稠密でなければ原とは名付けられない。

住吉の遠里小野の真榛もち摺れる衣の盛り過ぎ行く

(卷七・一一五六)

とある。これは榛原であつてもよいのだが、おそらくは遠里小野に生える数本の榛の木のことをいうのであろう。こうした例はほかにも多く見られる。

磐代の野中に立てる結び松情も解けず古思ほゆ(卷一・一四四)などは傾斜面の野に立っている松だが、数本しかないのであろう。もつとも松原のうちの一本に結んだともいえるが。

こうして考へると、原の名を冠するほかのものの由来も分かつてくるのではないか。

『古事記』（日本古典文学大系本）雄略天皇段には、

故、白髮太子の御名代と為て、白髮部を定め、又長谷部の舍人を定め、又河瀬の舍人を定めたまひき。此の時呉人渡り来つ。其の呉人を呉原に安置きたまひき。故、其地を号けて呉原と謂ふ。

とある。野のなかの一部に渡來した呉人を住まわせ、その呉人の集団が住んだから、いいかえれば呉人だけが住んでいるのが特色となつてゐるがゆえに、その部分は呉原と呼ばれる。呉原といえば、それだけで野のなかでもとくに限られた区域となりえているのである。

第三グループの甕原・五百原・石原・家原・池原・白原・田原・湯原も、右と同じような特色があるのである。石原は石がかなりの広がりを持つて露出した原で、池原は池が中央にある一定部分、田原は田が作られている開墾部分、湯原は湯が湧き出しているために草もないような広がりのある場所をいうのであろう。以下の例はやや分かりにくいが、甕原は甕がそこに埋められているか、または原と命名された部分の地形または広がりが甕のような形をなしていいるからか。五百原・家原は何軒か廬・家が集まっている所で、白原は明瞭でないが、白苔のように、白い樹木・白い草または土石などが特色となつてゐる所なのだろう。

『古事記』神武天皇段に、  
「伊賀作り仕へ奉れる大殿の内には、意礼先づ入りて、其の仕へ奉らむとする状を明し白せ」といひて、即ち横刀の手上を握り、矛由氣矢刺して、追ひ入るる時、乃ち己が作りし押に打たえて死にき。爾に即ち控き出して斬り散りき。故、其地を宇陀の血原と謂ふ。

と、血原の由来が記されている。これは説話の言葉の上だけかもしれないが、おあつらえむきにベンガラや水銀が表出した血色・赤色の土・岩などがそこにあって、あたかも往事そうしたことがあつたかのような設定がなされていた所であろうか。

第二グループは動物であり、動物は移動性が高い。これは名の由来には難しい要素だが、継続性があつてかつ密集度が高かつたのであろう。たとえば菟原は兎がとくに多くいるので菟原といい、鹿原は鹿がよく集まることが特色となつてゐる所であろう。『万葉集』の真神原は、真神すなわち狼の繁殖する土地であるらしい。

右のように理解した場合、第四グループはどのように解釈できるだろうか。

このうち豊原は何らかの植物が豊かな稔りをもたらしてくれる地域。朝原は朝の字を換えてみれば麻となるから、麻の生い茂った原なのかと推測することもできそうだ。淨御原・輕境原は、宮であることが関係するのではないか。宮の名には原が多い。それは宮が

原に置かれたことを意味しない。それまで野の広がりがあるだけだった。そこに宮が生じたために、はじめてその部分が原として特定された。設置当初はたんに宮だが、のちにそこが「××原宮」と名づけられる。そういう関係であろう。

ついで高天原・川原・海原（忍海原）などは天・海・川という大きく広がりがあるものを冠しており、右に示した原の概念にあたらぬようにも見える。

しかし、これもそうでもない。

まず高天原や海原は、神話的世界・文学的世界でこうした分類をしているにすぎない。神話的世界はおそらく真空の中に観念されていて、そのうちで想像を絶して限りなく高いところと観念された部分が高天原である。そこは天上界で唯一の無上に高いところで、高いだけがただ一つの特色である場所、そしてそういうえば誰にもわかる。世界に一箇所しかない高みという特定すべき要素のあることが、原と表現される理由である。

天上界の広がりはいわば真空であり、地上でいうならばそれは野にある。その真空という野に立つてみると、そのなかに点在して何かある部分が見える。その部分はすべてそれに特色を持つので、どれも原と名付けられたのである。つまり海というまとまりを持つ場所が海原となり、陸地はひとまとめにして葦の生えている場所と観念して葦原とされていく。

川原は広大すぎて原という概念と異質なようにも思われるが、それは考え方である。川原は川にそつた植物などもあまり生えていない空間である。距離的に長く、それに応じて面積も広くなる。しかしそれは今日的な合理的な理解であって、川に沿つた広がりはほかには示せない単一の特色であって、これが川原という原と意識されるもととなつたのである。あるいは川にそつたすべての河原の意味でなく、自分の立っている場所から川に直行して川にはじめに辿り着いた地点つまり限定されたある地点が、右に用例としてあがつてある川原の意味なのかもしれない。

右に解釈を施してきたように、野という全体の広がりのなかで何か特定されるたった一つの要素を持つことが、原という用字を付けられる理由となつたようだ。それだけが原という用字の原義であると解釈できる。

もちろん、すべての原の名が動植物などのみでつけられるわけでもなく、意味が転じたり広がって使用されていくという成り立ちも考えなければならない。

『万葉集』の長屋原・高野原・御門の原・百濟の原・勝野の原・武田の原・子負原・味経の原・大海の原・布当の原・依網の原・五十師の原・菅木の原・阿後尼の原・於保屋が原などは、原の原義だけで解釈できそうにない。おそらく「××原」と一度つけられたあとで、二次的にその原名を改めたりしたものであろう。

## 二

次に、野について考える。

柳田国男氏は『地名の話その他』のなかで、<sup>(1)</sup>

其中でも実例が殊に多く、意味に著しい変遷があつたらしいのは「野」といふ言葉であつた。野は漢語の野を宛てた結果、今では平板なる低地のやうにも解せられて居るけれども、「ノ」は本来は支那には稍珍しい地形で、実は訳字の六つかしかるべき語であつた。……元は野（ノ）と謂つたのは山の裾の、緩傾斜の地帯を意味する日本語であつた。火山行動の最も敏活な、降水量の最も豊富なる島国で無いと、見ることの出来ない奇抜な地形であり、之を制御して村を興し家を立てることも、亦一つの我社会の特長であつた。野口とか入野といふ類の大小の地名が、山深い高地に在るのも其為で、是を現在の野の意味で解かうとする不可解になるのである。

といわれている。

もちろん『倭名類聚鈔』卷一・林野類第六（正宗敦夫校訂廿卷本・

風間書房）は、

野 郊牧外地也

とするが、郊や牧すなわち村邑や牧より外縁の地域を指すというような漢語の知識で古代日本語を定義づけることはもとよりすべきで

ない。しかし白鳳・天平時代の日本の野は、柳田国男氏の指摘するような山裾の緩傾斜地しか指さないとも思えない。

そこで実例を窺うこととし、『万葉集』の例を見ると、

たまきはる宇智の大野に馬並めて朝踏ますらむその草深野

（卷一・四）

やすみしし わご大王 高光る わが日の皇子の 馬並めて  
み獨立たせる 弱薦を 猶路の小野に 猪鹿こそば い匍ひ拝  
め 鶴こそ い匍ひ廻ほれ 猪鹿じもの い匍ひ拝み 鶴なす  
い匍ひ廻ほり 恐みと 仕へ奉りて ひさかたの 天見るごと  
く 真澄鏡 仰ぎて見れど 春草の いや愛づらしき わご大  
王かも

（卷三・一二三九）

へそがたの林のさきの狭野榛の衣に着くなす目につくわが背

（卷一・一九）

とある。大野・小野・狭野は、その面積の大小・広狭による命名である。

巨勢山のつらつら椿つらつらに見つつ思はな巨勢の春野を

（卷一・五四）

秋の野のみ草刈り葺き宿れりし宇治の京の仮廬し思ほゆ

（卷一・七）

とあるのは、野の名でないが、季節によつて区別した表現である。

磐代の野中に立てる結び松情も解けず古思ほゆ

(卷一・一四四)

東の野ら炎の立つ見えてかへり見すれば月傾きぬ

大宝三年九月辛卯条  
僧法蓮に豊前国の野四十町を施す。醫術を褒すと也。

何處にかわれは宿らむ高島の勝野の原にこの日暮れなば

(卷一・四八)

ま草刈ね荒野にはあれど黃葉の過ぎにし君が形見とぞ來し

(卷一・四七)

とあるうち、最初のは柳田国男氏のいう傾斜面の野の例である。次は東という方角で区別されるもので、勝野・荒野は優れた野と荒れた野という現状についての評価を示す言葉がつけられている。

もつとも『古事記』は、『万葉集』と異なつて、植物名を冠した

野がいくつか見られる。竹野・柴野・梅野・茅野などがそれである。

これについては、ほんらい竹原・柴原・梅原・茅原と呼ばれるべきだったが、野・原が時代が下がるとともにしだいに混ざる傾向が生じており、その混用例とみなす解釈もありえる。しかし右にすでに述べたった考證で解けば、竹原・柴原・梅原・茅原は野のなかにあるべきである。また『古事記』は八世紀初頭に成立しており、つまりこれを後世の混用と推定するのは難がある。そうであれば、

それぞれの野のなかが竹・柴・梅・茅に覆われていたために、つまりほんらいの野全体が原であるために、より大きな概念である野と

いう名がつけられたと見てはどうだろうか。

次いで『続日本紀』の野の用例を窺つてみると、

大宝三年九月辛卯条  
三品刑部親王に越前国のかの野一百町を賜ふ。

と、野を施捨・下賜される例が見られる。以下には法令のなかに、

慶雲二年四月庚申条  
和銅四年十一月丙午条

詔して曰く、親王已下及び豪強之家、多く山野を占めて百姓の業を妨ぐ。自今以来、厳かに禁断を加へよ。但し空閑地を墾開すべき者有らば、宜しく国司を経て然して後に官の处分を聽け。和銅六年五月甲子条「風土記撰進の詔」

制すらく、畿内七道諸国の郡郷名は好き字を著けよ。其の郡内に生ずる所の銀銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等の物は、具に色目を録せしむ。及び土地の沃堵・山川原野の名号・所由、又古老相伝の旧聞・異事は、史籍に載せて亦宜しく言上すべし。

和銅六年十月戊戌条

制すらく、諸寺多く田野を占めて、其の数限り無し。宜しく自今以後、数、格に過ぐる者は、皆之を還収すべし。

靈龜二年九月乙未条

從三位中納言巨勢朝臣萬呂言す。出羽国を建てて已に數年を経

れども、吏民稀にして、狄徒未だ馴れず。其の地膏腴にして、田野廣寛なり。請ふ、隨近の國の民をして出羽国に遷して、狂狄を教喩して兼ねて地利を保たしめむと。之を許す。

#### 養老四年六月戊戌条

今西隅の小賊、乱を怙み化に逆ひ、屢良民を害す。因りて持節

將軍正四位下中納言大伴宿禰旅人を遣し、其の罪を誅罰して、彼の巣居を盡さしむ。兵を治め衆を率て兎徒を剪り掃ひ、酋帥面縛せられて、命を下吏に請ふ。寇党叩頭して、争ひて敦風に靡く。然れども將軍原野に暴露して、久しく旬月を延ぶ。時盛熱に屬す。豈艱苦無らむや。

#### 養老六年閏四月乙丑条「百万町歩開墾計画」

太政官奏すらく、……如し部内の百姓、荒野閑地、能く功力を加て雜穀を收穫すること三千石已上には勲六等を賜へ。一千石已上には終身事勿からしめむ。見に八位已上を帶なば勲一転を加へむ。

#### 天平四年七月丁未条

詔して、畿内の百姓の私に蓄へる猪四十頭を和ひ買ひて、山野に放ちて、性命を遂げしむ。

#### 天平九年四月戊午条

同月〔三月〕十一日、將軍東人廻りて多賀柵に至る。自ら導きて新に開通せる道惣て一百六十里、或は石を尅み樹を伐り、或

は澗を填め、峯を疏す。賀美郡徙り出羽国最上郡玉野に至る八十里は、惣て是れ山野にして形勢險阻なりと雖も、而して人馬の往還大いなる艱難無し。玉野徙り賊地比羅保許山に至る八十里は、地勢平坦にして危嶮有ること無し。

#### 天平十二年九月戊申条

大將軍東人等言すらく、賊徒の豊前国京都郡の鎮長・大宰史生の從八位上小長谷常人、企救郡の板櫃鎮小長の凡河内田道を殺し獲ふ。但し大長の三田塙籠といふ者、箭二隻を着して野裏に逃れ竄る。

#### 天平勝宝七歳三月丁亥条

八幡大神託宣して曰く、神吾、神命を矯託することを願はず。請ひて取れる封一千四百戸・田一百四十町、徒に用ふる所無く、山野に捨つるが如し。宜しく朝廷に返し奉りて、唯常の神田を留むべき耳と。神宣に依りて、之を行ふ。

#### 天応元年六月戊子条

參議持節征東大使兵部卿正四位下兼陸奥按察使常陸守藤原朝臣小黒麻呂等に勅して曰く、去五月廿四日の奏状を得て、具に消息を知る。但し、彼の夷俘之性為ること、蜂の如くに屯り、蟻の如く聚りて、首として乱階を為す。攻むる時は則ち山藪に奔り逃れ、放つときは則ち城塞を侵掠し、而して伊佐西古……等は、賊中之首にして、一を以て千に當る。山野に竄れ逃れて、

機を窺ひ隙を伺へども我が軍威を畏れて、未だ敢て毒を縦にせ  
ず。

### 延暦三年十一月庚子条

詔して曰く、民は惟れ邦の本。本固れば国寧し。民之資る所は、農桑是れ切なり。比者諸の国司等、厥の政多くは僻にして、撫道の方に乖くことを愧ぢず。唯侵漁之未だ巧ならざるを恐る。或は広く林野を占め、蒼生の便要を奪ひ、或は多く田園を営みて、黔黎之産業を妨ぐ。百姓の彫弊職として此に由れり。宜しく禁制を加へて貪濁を懲らし革ましむべし。

### 延暦十年六月甲寅条

是より先、去る延暦三年勅を下して、王臣家及び諸司・寺家等専ら山野を占むる之事を禁断す。是に至りて使を山背国に遣して公私之地を勘定せしめ、各界有らしめて恣に百姓に其の利を共にすることを聽す。若し違犯する者有らば、違勅罪に科さむ。其の所司の阿縱する者も、亦与同罪とす。

とあり、さらに場所・地名をさすものに次の例がある。

### 神亀四年五月乙亥条・丙子条

○乙亥 齋原離宮に幸ず。○丙子 天皇、南野の樹に御し、餽騎の騎射を観る。

### 天平十二年十一月丁亥条

和遲野に遊獵して、当國の今年の租を免す。

### 天平神護元年八月庚申条

和氣、之を知りて、其の夜逃げ竄る。率河社の中に素し獲て、伊豆国に流す。山背国相樂郡に到りて、之を絞って、泊野に埋づむ。又益女を綴喜郡松井村に絞る。

### 延暦二年十月壬戌条

車駕、交野自り至れり。

### 延暦四年正月庚戌条

使を遣して摂津国神下・梓江・鰯生野を堀りて、三国川に通ぜしむ。

### 延暦四年十一月壬寅条

天神を交野の柏原に祀る。

右には養老七年二月己酉条の「朕京城を巡りて、遙に郊野を望む」と宝亀五年正月乙丑条の「管内乙訓郡の乙訓社に狼及び鹿多く、野狐一百許、毎夜吠え鳴く」を挙げていない。後者は検討するほどの内容でなく、前者は「郊」の文字をことさらに入れなど中国漢文の知識を意識しているので、これを省略した。

通覽すると、開墾して田圃とすべき地は山野であるようだ。山野・田野・荒野・野裏・林野と見え、このうち野裏は「野のうち」の意味で、林野は農民が薪・柴などを得られる地としてとくに林を記入したのであろう。右の例の養老四年六月戊戌条には、「將軍原野に暴露して、久しく旬月を延ぶ」とあり、原野という表現が見られる。

これが細分化された郊・牧・野や原という中国漢字の本来的な意味での原・野なのか、日本語的な意味の原・野なのか、明瞭でない。

しかしそのみち野営する場所のひどさを表現しただけでのことだ、

原や野に宿営する場面があつてよい。それをさらに厳密に原に宿営したのか、野に野営したのか、とまで吟味する必要はない。

また和銅六年五月甲子条のいわゆる風土記撰進の詔には、「土地の沃堺・山川原野の名号・所由」とあり、原・野が別々に挙がつてゐる。しかしこれは野と原とにそれぞれ名がついているのであれば、それぞれの命名の由来がある。それを記せという意味であつて、野のなかに原がふくまれることを妨げない。

さらに、下賜・施捨される場合、そのものは山をふくまない野だけとなつてゐる。これはもちろん野は開墾の対象だが、山は開墾するところではないからである。これは初期莊園の例にも類える。

天平勝宝七歳三月九日付の越前国桑原庄券『大日本古文書』編年文書。以下「古」と略記)には、

□□□司判

——野一伯町(割注省略)部□坂井郡堀江郷地

見開田參拾貳町壹段伍□歩

未開野陸拾□

(古四・四九頁)

とあり、天平勝宝七歳五月三日付「東大寺越前国桑原庄券第一」でも、

越前国使等解 申勘定□□□雜物事

合野地玖拾陸町貳段壹伯壹拾陸步

見開卅二町(主夫伴宿瀬開九町 今開加廿三町『去年開』)

未開六十四町二段一百一十六歩

(古四・五一頁。ただし雜・二段を『寧樂遺文』により補記)

とある。兩者とも開墾前の状態は野であった。それは総面積を記した部分に野・野地と書かれていることで判る。また前者では見開田でない部分を未開野と明記している。

また天平神護二年十月二十日付の「足羽郡少領阿須波束麻呂解」では、

右件、御田之水、依東大寺道守野庄所妨停、不堪佃狀、附散仕五十公諸羽申上國府(下略)

とあって、道守庄は道守「野」庄所となつてゐる。つまり占有前のこの地は、もともと道守野と呼ばれていたのである。

さらに天平宝字三年十一月十四日付の「越中國諸郡庄園惣券第一」によると、

越中國檢定東大寺墾田地漆処

惣地伍伯捌拾漆町漆段壹拾捌步

開田壹伯伍拾肆町陸段肆拾陸步

未開肆伯參拾參町參伯參拾貳步

(古五・五五三頁)

とあり、その未開部分は、

砺波郡  
合伊加流伎野地壱伯町

(古四・三七五頁)

さきほどの天平宝字三年十一月十四日付の「越中國諸郡庄園惣券

第一」のたとえば射水郡悧田村では、

射水郡

未開壱伯參拾伍町陸段貳伯捌拾步

(古四・三七六頁)

七條悧田上里參町陸段貳伯捌拾步(田二町九段三百八十步。野七段)

一行五葦原田七段

六葦原田一町

新川郡

未開壱伯玖拾漆町陸段伯貳拾貳步

(古四・三七八頁)

の合計になつていて。その合計されたなかには砺波郡の「伊加流伎野地」がふくまれており、また新川郡の未開の大半は、

大藪野地壱伯伍拾町

と記されたものである。すなわち庄園地の当初の形は、寺田・神田

が軸となる場合もあるが、ほとんどすべてが野地を占有しただけなのである。開墾されて田となつていらない部分つまり未開地とは、ま

さに野地であつた。その証拠に、この惣券の末尾には、

以前、去天平勝宝元年占定野地、且墾開如件(古四・三九二頁)

とあり、この庄地五八七町余のすべてが天平勝宝元年に占定した野地であつたと締めくくられている。

ここまで、山野で外界の広がりが表されている例を見てきた。

山野原という組み合わせはなく、原は山野と並ぶ概念でない。つ

まり原は野にふくまれる。だから原を多数ふくんでいても、庄園内では開田地・野地の二種にしか区別されない。庄園内で野地以外に原地をことさらに区分する必要がなかつたのだ。

南里・上葦原里が葦原田である。

ここに記されたとおり、葦原は野地にふくまれている。もつとも野地が原だけなら、原とも記載される。

天平宝字八年二月九日付「東大寺越前国高串庄券」では、

とあり、以下同村だけで八條新大葦原里・新葦原南里・九條上葦原

六葦原田二段五十步

□葦原田九段二百步

(古四・三七六頁)

四行二葦原田八段二百步

六葦原田二段五十步

六葦原田九段二百步

□葦原田九段二百步

(古四・三七六頁)

越前国司判

合高串葦原玖町參段伯肆拾肆步（割注省略）部下坂井郡海

郷之地

見開漆町貳段伯肆拾肆步

未開貳町壹段

西北三條十八及田七足原田分西北角一段

十八足原田分北四段 十九足原田一町

廿足原八段

廿九足原一町

未開

（古五・四七六頁）

とあり、以下西北四條の足原田・足原つまり葦原の記載がある。全體が葦原なら、わざわざ広い概念である野とは記さない。

上には、原は野にふくまれるとのみ述べたが、じつは山原という組み合わせもある。それは『続日本紀』天平二年九月庚辰条に、又、京に近き左側の山の原に、多くの人を聚集して妖言し、衆を惑はす。多きときは萬人、少なきときは乃ち数千。此の如き徒、憲法に違へり

さて山野と纏められることが多いが、もちろん山と野とは異なる。これはどう異なるのだろうか。

山野はともに王民や豪強の家の占有・囲い込みを禁じられているが、それは人々が生活を営むのに必要な薪・山菜などがそこにあるからで、ここを占拠されると日常生活の必要物資に事欠く。そういうなかで山・野が区別されるのは、もちろん大きくは地形・地勢であるがそれだけでなく、住民にとってそれぞれに期待するものが異なるからであろう。庄園はすべて野地であるが、山はふくまない。山ならば要らないのだ。ノが一字・一音であることも、その言葉の成立が早かつたことを推測させる。キ（木）・ケ（毛）・コ（子）・チ（血・地）・テ（手）・ナ（菜）・ハ（歯・葉）・ヒ（日・火）・ミ（身・実）・メ（目）・ヰ（井）なども一音だが、身体関係などである。行基が集会をしようにも、漠然と「山で開く」では人々

を集められない。山地のなかのどこかと特定しなければ、広すぎて集まれない。そこで誰にとっても目印となるようなもののある場所、すなわち××原と呼ぶことになる。若草山・春日野といわれてもどこののか判らないが、「山の菅原で集会をするぞ」と呼びかければほぼ一ヶ所に集まる。行基たちが現実に集会をこうして催しているから、政府も現実の彼らの活動場所を「山のなかの原」と認識してその「妖言」活動を非難している。つまり原は、山でも野でも、どちらでも特定できる場所でありさえすれば名として用いられるのである。

自分たちの生活に必要で身近なものを供給する部分を指示した言葉として成立したのだと思う。

『常陸国風土記』（日本古典文学大系本）香島郡条には、

神の社の周匝は、ト部の居む所なり。地體は高く敞かにして、東と西とは海に臨み、峯谷は犬の牙なし。邑里と交錯れり。山の木と野の草とは自ら内庭の藩籬を屏て、澗の流れと崖の泉とは、朝夕の汲流を涌かす。

とあり、山は木、野は草で代表されている。つまり山はおもに木材などを手に入れる所で、野はおもに菜や柴など日用品を手に入れる所であった<sup>②</sup>。そうであろう。そして山と野との細かな境界線は、地形や地勢でなく、得られるものの違いによって人々のなかでおのずと分けられた。言い換えれば、見る人の期待感によって、同じものが××山とも××野とも表記されるのだ。

『万葉集』には、

三笠山野辺行く道はこきだくも繁り荒れたるか久にあらなくに

（巻二・一二三三）

伊香山野辺に咲きたる萩見れば君が家なる尾花し思ほゆ

（巻二・一五三三）

とあり、三笠山野辺・伊香山野辺と見える。ただの野辺ならば野のあたり全体を指すようにも受け取れてしまうが、こうした山と接続させた表現であるから、おそらく山と野の境目あたりを意味するの

であろう。そうだとすれば、山・野は視覚的に連続している状態だったことになる。

『播磨国風土記』讃容郡久都野条には、

久都野 弥麻都比古命、告りたまひしく、「此の山は踰めば崩るべし」とのりたまひき。故、久都野といふ。後、改めて宇努といふ。其の邊は山たり。中央は野たり。

という景観は、まさに山と野の関係の実証である。

すなわち山と意識された部分より下が野であり、野はそれ以下のすべてを広くふくんだものと考えてよい。原も林も池もすべてであり、その広大な山裾や野の一部を取り立てて特定しようというとき、古代びとはその指標に応じて原・林などの名を付けてきたのである。

### 三

さて筆者は右に見てきたように考えるが、これまで先学はどのようになってこられたか、その足跡を辿りつつ論評を加えてみよう。

野・原に関する研究は、どういう偶然か昭和五十三年（一九七八）内に三論文が発表され、翌年一論文が加わった。短期間に集中的に研究が進み、それからは二十年余の間があいた。そして中葉博文氏「越中立山の地名私考——立山連峰域における『野』『原』『平』の付く地名緒論——」<sup>③</sup>が見られる。

その集中した四論文とは、発表順に挙げると吉田茂樹氏「古代の

地名からみた『野』と『原』の諸問題<sup>(4)</sup>、辻田昌三氏「『野』と『原』」、池田末則氏「『野』『原』考<sup>(5)</sup>」と糸井通浩氏「『原』『野』語誌考・続貂<sup>(6)</sup>」である。

まず池田末則氏は地名学の泰斗で、数多くの現場を実際に巡見している経験も踏まえてこれを解析した。そして「『原』から『野』、『野』から『山』といったように、低→高地に至った」とし、「『野』には『そと』『ほか』『ひな』の意味があ」った。これに対しても

『原』は川原・野原・高原・片原・大原・此時原（田原）などの『原』で、広く平らな地」「『平』『墾』という意味」があり、その大本の『生』は『原』に転ずる傾向をもち、『生』はさらに『尾』にも転じた」とされた。

しかし原が平らだというのは、『和名抄』の「毛詩<sup>(7)</sup>高平曰原」に引かれたもので、また現代的な地形に依りすぎているように思われる。山→野→原と高所から低くなるにつれて名が変わるという解釈もどうだろう。古代文献のなかでは、必ずしもそうした見解に導かれないとされる。

吉田茂樹氏も地名学の専攻者であるが、野と原には「古代においては『ノ』と『ハラ』は、若干の例外があるにせよ、極めて歴然とした使用上の区分があつ」て、同義的な解釈はおかしいというところから論が展開される。そして野は、「本来開発されていない原野であるけれども、開発すれば耕地化、集落立地化可能な土地が『野』

であって、その地形的範囲は、古代においては開発困難な山地の急斜面を除いた所が『野』に該当しよう」とされた。また原については、「①特定の植物が生育している野。ことに樹木の生える所が『原』となっている。②野と類似の表現で、植生に関係なく広々とした平地を示している。③野を開発して人手を加えた所。特に古代王朝によって清淨なる地として開かれた所が『原』となっている」と分類されている。

る理由はない。中葉博文氏が立山連峰内の地名を分析するなかで

『野』の語義の⑤に「山の意」を挙げているが、こうした地名も

そうした命名の伝統を引き継ぐものであろう。野の定義を「開発すれば耕地化、集落立地化可能な土地」とするが、それは結果を知っている現代人の高みというか感覚からの評言である。古代に生きた人々にとって、そのときの技術力で開発しがたいところは「開発すれば耕地化、集落立地化可能な土地」と思つたはずがない。すべて

「開発困難な山地の急斜面」と同様に思つたろう。あるいはこう言い換えてみようか。「開発困難な山地の急斜面」だとて、将来は「開発すれば耕地化、集落立地化可能な土地」になるかもしれない。これは現代人が、いまの技術水準からしてそう思わないだけである。したがつて、山地の急斜面だけを除いた部分が野だという識別は、穩当でない。

辻田昌三氏は地形・地勢から発した命名という考え方を取りらず、環境文化的ともいえる生活感覚上の差によるものとした。杉原・樅原がある一方で塚原・引原などの地名もあり、高円山と高円野がほぼ同一の地を指すこともある。また多遅比野・菟餓野など山の裾野や緩傾斜地でない例もある。したがつて地形語として一元的に説明することは困難である。また野は「地名、地勢、価値判断、親疎感など、何らかの意味で実生活上の認識と結びつい」て広く使用されるが、原は「実際の生活とはやや離れたところに認識されて」「『ハラ』には何か感情的に遠いもの、時にはある種の畏怖の念すら抱いていた」ようである。「『荒ハラ』等の語がないのも、『ハラ』は本来荒れたものであり、「神の世界に対する畏れが、その地を『ハラ』と認識させ」、「陵墓の地が『ハラ』にあることの多いのも、そこが死穢の地である」からで、「皇居が『ハラ』に多く置かれているのも、右の観点からすれば、そこが日常普通の意識からは、近づ

『常陸国風土記』香島郡条に、

その南に有らゆる平原を角折の浜と謂ふ。

『出雲国風土記』(日本古典文学大系本) 島根郡条に、

朝酌の促戸の渡、東に通道あり、西に平原あり、中央は渡なり。  
『出雲国風土記』大原郡条に、

大原と号くる所以は、郡家の東北のかた一十里一百一十六歩に  
田一十町ばかりありて、平原なり。故、号けて大原といふ。

き難い畏れある地と考えられた」とする。「居住の場としての『イヘ』、祭祀や作業の場としての『ニハ』の延長に、生産、遊びの場としての『ノ』を置くとすれば、そこには組み込まれない、疎外感を覚えさせる地が『ハラ』であった」とし、後年「生活域が拡大するにつれ、それまで『ハラ』と認識されていた地が、次第に『ノ』の領域に繰り込まれ、具体的には『ハラ』であるべき地を減少させて行く。その地に『ハラ』という呼び名は残つても、実質的には『ノ』であるという状況が増加し」していくことになると結論付けられた。

冒頭に掲げた『日本国語大辞典』には辻田氏が関与されていることもあり、原の項目にはこの説が引かれていたわけである。

生活空間を同心円的に識別するとともに、長い時代を俯瞰して一貫させたもので、大胆に大系立てられた好論といえる。

しかしこの解釈を約めれば、たとえば宮地は荒れた場所と同じく扱われ、死穢に触れるのと同一の立ち寄りたくないという恐怖感で見られていたことになる。陵墓が死穢を漂わせる場所と認識されたいたかどうかは問題で、そう畏怖されていたのならば、政府がことあるごとに幣帛を奉ることも難しかろう。宮地が近づきがたかったら、廷臣たちはそこに集まらない。また行基は、生活感覚では近寄りがたく畏怖しているような所に、ことさら人々を集めて集会をしたことになる。それでは、人々は畏怖して集まろうとしない

だろう。原の多くの例は植物の名を冠したものだが、菅原や萩原など特定の植物が密生していたらしい場所が、揃いも揃って生活域から遠くて畏怖されていたとは考えがたい。「御幣帛取り神の祝が鎮斎ふ杉原薪伐り殆して手斧取らえぬ」（『万葉集』卷七・一四〇三）などを例にされて呪的なものがあるとされるが、この一例についてもともと神域の杉であるからで、杉原が一般に呪的なものを持っているとはいえない。しかもそう考えたなら、たとえば前掲の『万葉集』長奥麻呂の歌の「榛原入り乱れ衣にほはせ旅のしるしに」では、いやがる人たちを急き立てて榛原に行かせたことになつてしまふ。

飛鳥淨御原宮・川原宮など宮の名、あるいは琴弾原・石津原・百舌鳥耳原（中・南・北）・丹比高鷺原・河内坂門原・磯長原・田原（西・東）・柏原など陵墓の名に原が多く見られることは確かである。それはおそらく宮・陵墓などができることによつて、その地がほかとは区別された場所としての要件を備え、特定された場所となるからであろう。寺の場所が真神原・向原などとなるのも、同じいわれである。原という呼称に疎遠とか畏怖とかの感情とが入つていたとは思えない。また原に宿る歌が少ないと原には霞が立たないとか傍証されているが、いずれも原が野に比べて狭いことから生じた差異と考えてよい。

糸井通浩氏は、「野は、単独で用いられ、山、そして後には里と

も対立的に意識される空間概念の地形語」であるとする。原については種々の用例を統一する語源を提案され、「『張る』の名詞形『はら』とみ」られ『張る』の原義は、ものをそのものたらしめる、気が充実する、充满することであつたと考えられる。日本の原始自然信仰の本質は、自然の様々な形態に『靈』の存在をみていたところにある。『靈』が『形』に備わって、様々な『かたち』を成していると考えていた」とし、「個々の靈のハル状態を個的な形象で認識する語」である。皇居名や陵墓名は「こうした特殊な土地（地域）が、又特殊な靈のハル地として認識された」ものと考えられた。

地靈がハル地とする考えは、原という呼称が成立した理由を述べるものとして興味深い。辻田氏の説かれる感情に遠く疎遠にされ畏怖される場所とした見解に通じるが、ただ地靈がそこに張っていたというのならばそれは祀られたりするはずで、前掲の『万葉集』長奥麻呂の歌が描いたような場面つまりその地に乱入させるようなことは礼儀を欠くことで自制すべき行為となつたであろう。

原にただ一つの統一的な語源を求めるべきことは当然で、ハルの名詞形でハラとするのも穩当である。ただし、張るのが地靈とは思わない。『古事記』に、

宇陀の 高城に 鳴畏張る 我が待つや 鳴は障らず

とあるような、一ヶ所に張り拡げるような意味であろう。原と呼ばれるような場所の当初の姿は植物などが密生したところであつて、

菅原は菅が、石原は石が張り拡げられたような状態であった。菅生と菅原は張り拡げられた状態の差で、生えているだけの菅生の状態から密生した菅原へと拡大するのだろう。ともあれそれが目印となり、そうした指標となるものがある場所を原と呼ぶことになった。いまはそう考えておきたい。

#### 四

以上、野と原の差について考え、あわせて山との違いについても私見を述べてきた。

この作業は、吉野について考える上で、なぜ吉原でなく吉野と呼ばれたのかが問題になるからである。

すでに見たように先学のご高説には、原は地靈のいる場所であり、あるいは感情的に遠く感じられて疎遠にされ畏怖される場所とある。そうだとすれば、神聖なまたは宗教的に特殊な感覚を持たされ、また宮が置かれることにもなる吉野は、吉原とよばれる方がふさわしい。しかし吉野は一貫して吉野で、一度も吉原といわれたりまた吉野の一部を吉原と命名されることもなかつた。吉野を原と呼ばないことからしても、原には呪術的性格・宗教的な性格などなかつたのである。

さて述べる余地もなくなっているが、吉野という地名を構成するもう一字、吉はどのような意味であろうか。

吉野・吉原・吉田など吉という字のつく地名の多くは、おそらくもともと葦野・葦原・葦田と呼ばれた所である。文字通り葦が生い茂ったところだが、アシが悪しに通じることを敬遠され、嘉名のヨシに換えられたのである。そうとすれば吉野は、もともと葦野と呼ばれたり、または葦の生えている場所だったのだろうか。

しかしこの嘉名への変換は、前掲和銅六年五月甲子条の風土記撰進の詔で「畿内七道諸国の郡郷名は好き字を著けよ」とある命令を承けて徐々になされたものと考えられる。徐々にというのは、葦原中国は『古事記』『日本書紀』でもそのまま葦原であり、吉原中国とは換えられなかつた。それが古伝承であつたこともあらうが、古くは葦といふ言葉を忌むことがなかつた。そういう時代でもすでに吉野は吉野だつたわけで、言葉をことさらに忌むために葦から吉へと換えたのではない。吉野の名は、冒頭に掲げた天武天皇の歌にも「よしの」とあり、また『万葉集』の藤原宮役民の歌にも、

青香眞山は 日の経の大き御門に 春山と 茂みさび立てり  
敵傍の この瑞山は 日の緯の大き御門に 瑞山と 山さび  
います 耳成の 青苔山は 背面の大き御門に……吉野の山  
は 影面の 大き御門ゆ 雲居にぞ 遠くありける

(卷一・五二)

とあって、和銅年間を大きく溯つてゐる。

そうとなれば、吉野はその字のとおりに「よい」野と見なされて

いたと考えるのが穩當であろう。ではその「よい」というのは何故で、またどのように見られていた土地なのか。それは稿を改めて考えていくこととしたい。

(注)

1 『柳田国男全集』第七巻、二十四頁～二十五頁。筑摩書房刊。一九九八年十一月

2 『類聚三代格』(巻十六、山野藪澤江河池沼事)では、慶雲三年三月十四日格に「頃者王公諸臣、多占山澤……若有百姓採柴草者、仍奪其器、令大辛苦……。自今以後不得更然。令百姓樵蘇勿輒禁止」、嘉祥三年四月廿七日格に「應禁制山野不失民利事……奪人鎌斧、執人馬、以絕往還之蹊、亦失樵蘇之業。為人之患、此之甚」、元慶七年十二月廿一日格に「應聽樵蘇禁野内事……右禁野之興、非妨民業。至於草樹、素不拘制」とあって、山と野の産物がそれぞれに特定されはいない。しかしこれは為政者の混乱であつて、住民にはおのずから差が認識できていたであろう。

3 「富山県立山博物館研究紀要」七、二〇〇〇年三月

4 「東アジアの古代文化」十六、七八年七月

5 七八年十一月の国語学会中国四国支部第二十四回大会で口頭発表。「島大国文」九「八〇年八月」に発表したあと、辻田昌三氏著『古代語の意味領域』所収。  
八九年七月、和泉書院刊

6 池田末則氏著『古代地名発掘』所収。七八年十二月、新人物往来社刊

7 「愛文」十五、七九年七月

